

[事案 29-252] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 5 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

頸背部の痛みの治療のため、約 3 か月間入院したので、平成 4 年 11 月に契約したがん保険にもとづき入院給付金を請求したところ、入院開始から約 1 か月分の入院給付金しか支払われなかったため、残りの入院日数分の入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、遅くとも入院約 1 か月経過以降は、約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院中の治療内容は、ブロック注射、炭酸泉入浴治療、消炎鎮痛剤（痛み止め）の内服や湿布であり、入院を必要とするものではなかった。
- (2)入院して 1 か月経過前には痛みはほぼ消失していた。
- (3)入院中に頻回の散歩や運動を行っていたことに加え、入院約 1 か月経過以降には連泊の外泊を繰り返していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。なお、申立人は事情聴取を辞退したため、事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院約 1 か月経過以降は約款が定める「入院」に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。